

Progress～進歩～

一期一会

12月号
 2007年12月1日発行
 三宅税理士事務所
 (株)シーエムエス
 倉敷市中島2370番地の14
 TEL 086-466-1255
 FAX 086-466-1288
 第7号
 発行担当者:秋山知恵

今月のテーマ:年末調整

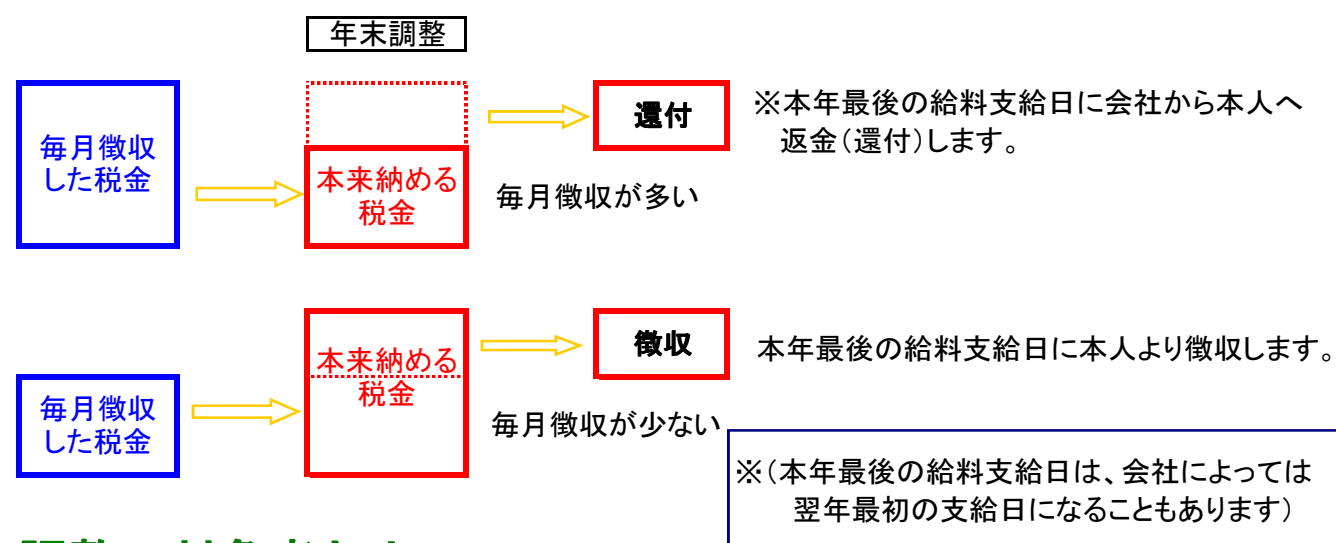
早いもので今年もあと1ヶ月になりました。ということは…年末調整の時期ですね。今回は、年末調整の基礎から、変更点についてご説明させていただきます。

年末調整とは?

毎月給料から天引きされている源泉所得税。

その源泉所得税は、本来納付しなければならぬ所得税額と一致しません。なぜなら、毎月天引きをする源泉所得税額は、年の途中で扶養家族が増減してもそれ以前の月に遡って修正しません。また、生命保険料や損害保険料などの控除額は毎月の天引きの際に全く考慮されないのです。

したがって、毎月徴収されていた源泉所得税額は「概算」にすぎず、年末に計算をし直して「精算」をする必要があります。



年末調整の対象者とは?

まず、原則として給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している人について行います。しかし、提出をしても例外的に年末調整の対象にならない人もいます。どのような人が対象になり、また対象にならないかを区分して示すと以下のようになります。

- ★対象となる
- 1年間勤務している人
 - 途中入社で年末まで勤務している人(前職がある場合には前職の源泉徴収票が必要です)
 - 退職者のうち、一定の要件の人(12月中に支給期の到来する給与の支払を受けた後退職した人・死亡により退職した人など)
 - 非居住者となった人(年の途中で海外の支店へ転勤したなどで、国内に住所も1年以上の居所も有しない人をいいます)

- ★対象とならない人
1. 給与収入が2000万円を超える人
 2. 災害により被害を受け、災害減免法により徴収猶予を受けている人
 3. 2か所以上から給与の支払を受けている人で、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を提出していない人(扶養控除等(異動)申告書は、1か所にしか提出できません)
 4. 年の途中で退職した人で、左欄の3に該当しない人
 5. 非居住者
 6. 継続して同一の雇用主に雇用されないいわゆる日雇労働者など

昨年と比べて変わった点とは?



(1) 定率減税の廃止

定率減税とは、日本の「平成11年度税制改正」において家計の税負担を軽減する目的で導入された恒久的な減税のこと。所得税については税額の20%相当(25万円を限度)が、個人住民税では税額の15%相当(4万円を限度)が控除されるという制度。

この制度は、平成18年に2分の1に縮減され、19年をもって廃止となりました。

(2) 所得税の税率改正

国税(所得税)から地方税(住民税)への税金の移し替え(いわゆる税源移譲)に伴って、平成19年分の所得税から税率が見直されることとなり、平成19年1月1日以後に支払うべき給与や賞与の源泉徴収の際に使用する源泉徴収表が改正されました。

(3) 損害保険料控除の種類の変更

平成18年度の税制改正により、損害保険料控除が廃止され、新たに地震保険料控除が創設されました。しかし一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象にすることができます。

一定の長期保険契約等とは以下の要件を満たすものを言います。

- 1) 平成18年12月31日までに締結した契約(保険期間又は共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除く)
- 2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- 3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

※年末調整には、平成19年扶養控除等(異動)申告書(扶養等変更がある方は変更後を記載してください)と平成19年給与所得者の保険料控除申告書の書類が必要です!!(19年に入社された方の平成19年扶養控除等(異動)申告書がない場合がございますのでお気をつけ下さい!)

当事務所へ年末調整を依頼された方は、上記書類が揃いましたら、お早めにお持ち下さいますようお願い致します。
 年末調整で精算し徴収した税額は、原則翌年平成20年1月10日(水)が納付期限になります。

税源移譲により...

以下の2点の申告が必要になります。申告により住民税の減額・還付を受けることができます。住宅借入金等特別控除がある方... 税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額がへる場合があります。所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税から控除できます。⇒平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告が必要です。

平成19年に所得が減った方...

平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度分の住民税(平成18年中の所得で計算)で税負担が上がった分を平成19年分の所得税(平成19年度中の所得で計算)で調整することができなくなってしまいます。そこで、所得変動に伴う負担増を調整するため、増額となった住民税に対して還付が受けられます。⇒平成20年7月1日～31日までに平成19年1月1日現在お住まいの市区町村へ申告が必要です。

<セミナー情報>

12月5日(水)に倉敷商工会議所にて、「初めての財務諸表の読み方・活用法」という演題で三宅が財務のセミナー講師を行います。

<12月スケジュール>

日	曜日	
10	月	*源泉所得税・特別徴収住民税(11月分)の納付期限
31	月	*10月決算法人の確定申告・納付期限 *11月分の社会保険料の納付期限 *4月決算法人の中間申告

<知っとく情報>

12月22日は冬至です。一年の間で昼が最も短く夜が最も長くなる日で、日本では、この日に冬至かぼちゃを食べて金運を祈り、冬至風呂(柚子湯)に入って無病息災を祈るという風習があります。皆様も、年末で忙しい時期ですので、ビタミンをたくさん摂り、温まってリラックスする冬至に浸ってみてはいかがでしょうか?

